

長野工業高等専門学校における文部科学省電子入札システム運用規則

(趣 旨)

第 1 条 長野工業高等専門学校における文部科学省電子入札システムの運用に関しては、この規則の定めるところによる。

(利用規程)

第 2 条 文部科学省電子入札システム利用規程（発注者用）を準用するものとする。

(運用基準)

第 3 条 文部科学省電子入札システム運用基準を準用するものとする。

(官職規則)

第 4 条 長野工業高等専門学校電子入札システム官職規則によるものとする。

(担当の指定)

第 5 条 各官職証明書の担当は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、各担当が都合により入札に出席できない場合には、各担当が指名する者に委任することができるものとする。

- 一 契約担当役 事務部長
- 二 入札執行・登録者 事務部総務課長
- 三 入札立会者 事務部総務課財務係長

(適用範囲)

第 6 条 適用の範囲は、長野工業高等専門学校における入札（見積合わせを含む。以下同じ。）のうち、次の各号に該当するものとする。

- 一 工事
- 二 設計・コンサルティング業務

(事務及び操作)

第 7 条 電子入札システムに関する事務及び操作については、各担当の指示及び確認に基づき、執行者が指名する者が行うことができるものとする。

(その他)

第 8 条 その他、運用に関する事項に関しては、第 2 条及び第 3 条の範囲内で、総務課において必要に応じて決定するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 7 月 25 日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校における文部科学省電子入札システム官職証明書規則（平成 18 年 9 月 11 日施行）は、政府共用認定局の官職証明書にシステムが切り替わる、平成 20 年 9 月 1 日をもって廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。（第 5 条関係）